

令和5年4月1日

製薬会社 医薬情報担当者（MR）各位

島田市立総合医療センター  
病院事業管理者 青山 武  
薬剤部長 浅原 慶徳

## 院内における医師等への医薬情報提供活動の規定について（お知らせ）

平素より、院内における適正な医薬情報提供活動にご協力いただき感謝申し上げます。島田市立総合医療センターでは、従来どおりセキュリティ対策を維持し、感染防止対策の徹底に努めてまいります。つきましては、皆様におかれましても、以下のとおり医師等への訪問ルールの徹底をお願いいたします。

### 記

#### 1 訪問活動

- (1) 医師への訪問活動は、原則禁止とします。
- (2) 訪問は、医師との面談予約がある場合に限り許可します。同行者は、最大2名までとしてください。
- (3) 薬剤部DI室は、従来どおり（月・水・金 15～17時）訪問可とします。

#### 2 面会場所（医師への面会）

- (1) 医師への面会場所は、原則として3階来客ラウンジで面会してください。その他、医師が指定した場所での面会も可能とします。
- (2) Web講演会や製品説明会等の会場については、医師の指示に従ってください。ただし、セキュリティ内にある部屋を会場とする場合、なりすまし防止の観点から、当該医師以外の職員がセキュリティを解除して案内することはいたしません。

#### 3 入退館手続

- (1) 指定された時間に合わせ、1階防災センターで訪問申請（医師・薬剤部等）をするとともに必要に応じ、所定の「問診票」を提出してください。「訪問許可証」をお渡しします。なお、訪問中は「訪問許可証」と「製薬会社の名札」（もしくは「社員証」）の両方を胸に付けてください。
- (2) 訪問活動後は、申請時に貸与した「訪問許可証」等を必ず防災センターに返却して退館してください。

#### 4 その他

上記規定に違反して無断訪問が判明した場合は、訪問禁止等の措置を行う場合がありますことをご承知ください。

以上

## 病院へのMR訪問ルール

病院正面玄関は使用せず、駐車場から青線ルートを使って時間外出入口から侵入して下さい。（別途地図参照）

①地図の190「防災センター」に行き、訪問申請を行い、所定の問診票を提出してください。

受付時に訪問許可証を受け取り、その許可証を身に付けて病院内で活動するようにしてください。

②訪問許可証は3種類あり、医師のアポイントが有る場合用として10枚、同行者専用5枚、薬剤部訪問用10枚です。

アポイント及び薬剤部の20枚にはバッジの中にセキュリティーカードも入れてあります。

2階コンビニと薬局間のドアのみ入ることができるようになっておりますので注意して扱ってください。

同行者専用バッジにはセキュリティーカードがありませんので必ず訪問許可証を持っているMRと行動を共にしてください。

また、これまでDI室に提出してもらっていた同行申請書は廃止しますが、全部で5枚しかないバッジですので同じ会社の同行人数は最大2名迄となります。

③活動終了したら速やかに全てのバッジを防災センターに返却するようにお願いします。

院内で使用するエレベーターは基本的には黄色の2基となります。このエレベーターで3階に行くと、エレベーターホールが来客ラウンジになっています。医師との待ち合わせ場所としてご利用ください。

他のエレベーターではラウンジにたどり着けませんのでご注意ください。

薬局は2階ですが、コンビニ薬局間の入り口から侵入してください。

